

2015年8月5日：特定保健用食品等のあり方に関する検討会

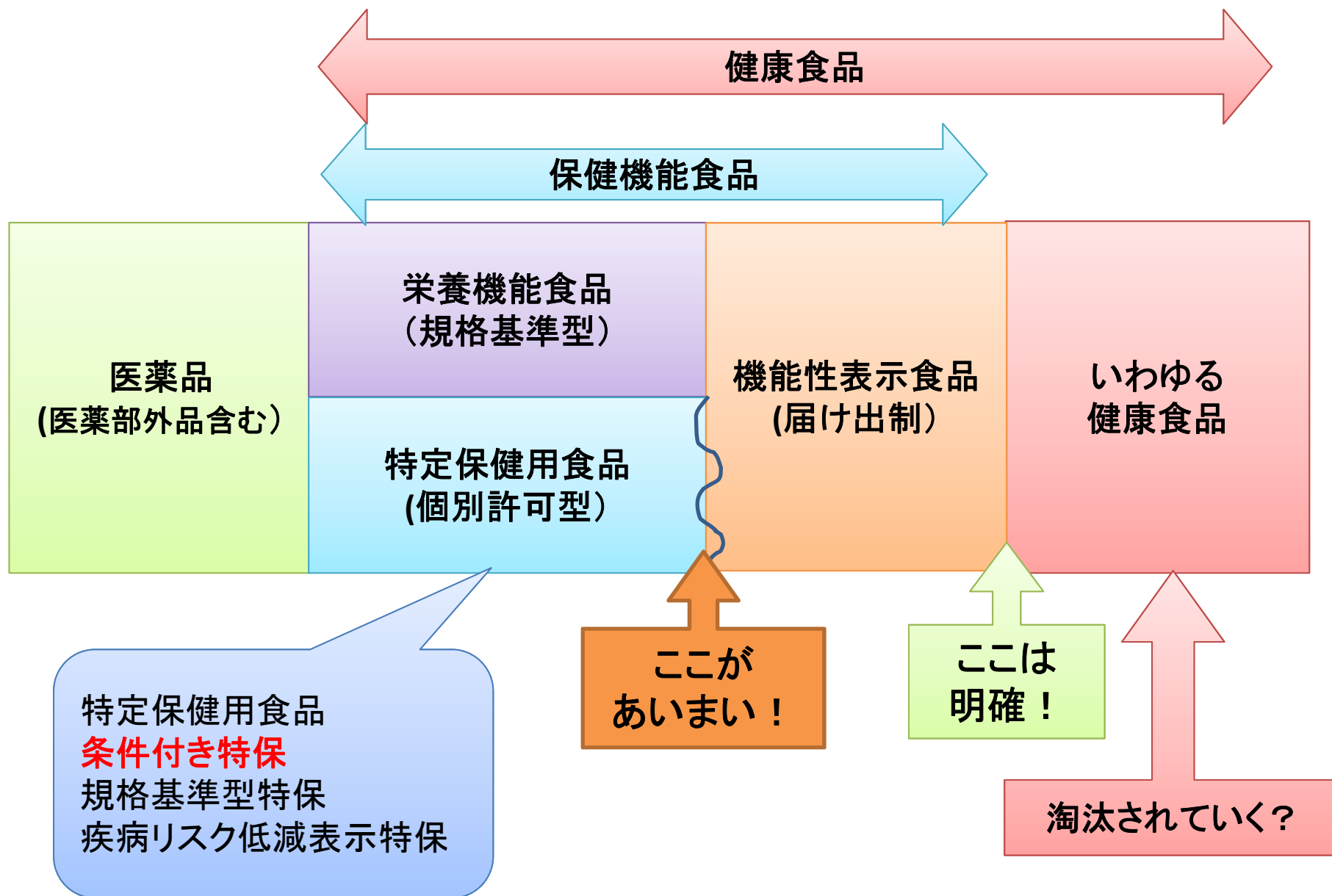
特定保健用食品から健康食品まで

—現状の問題点と今後に向けて—

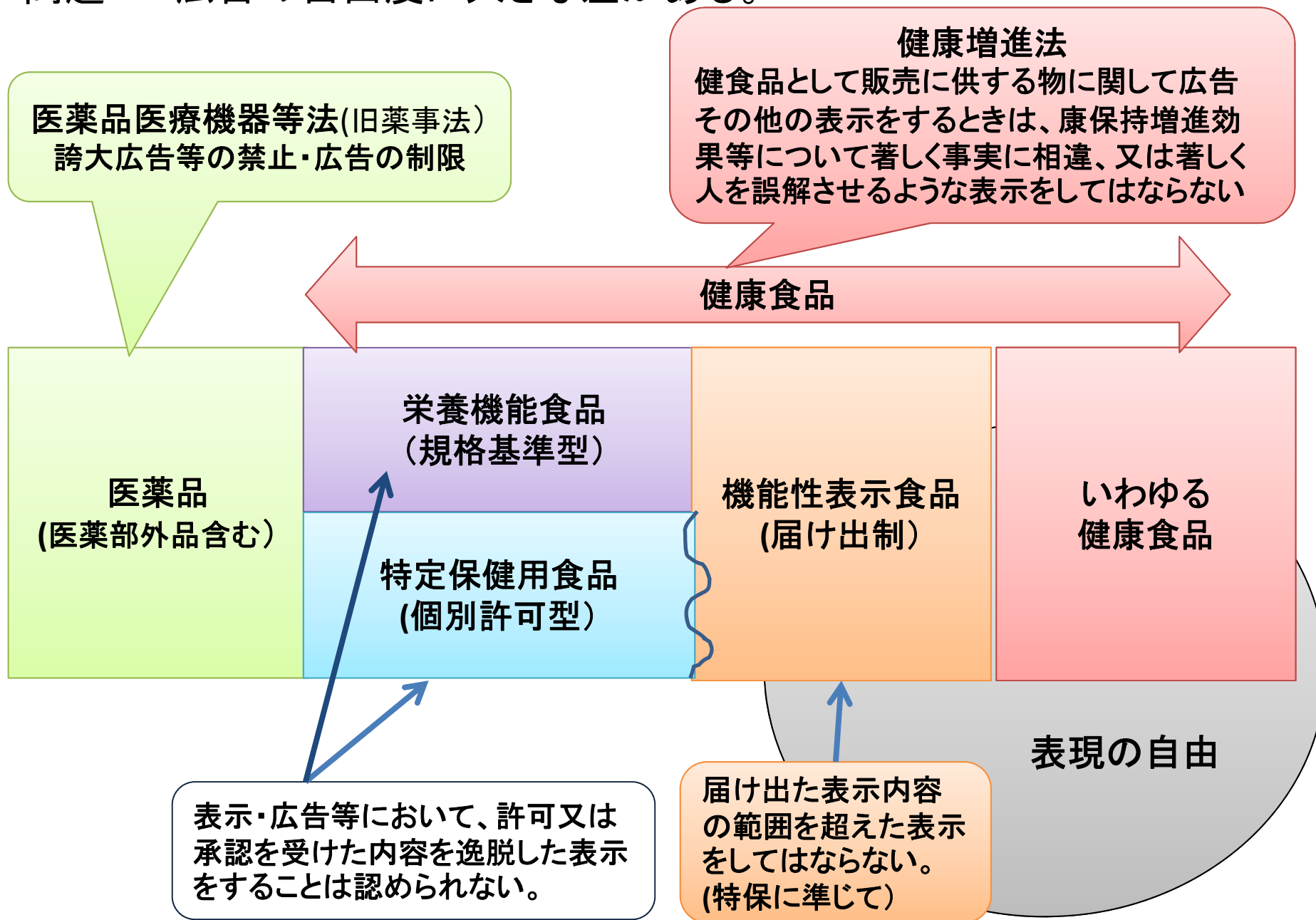
公益社団法人 日本栄養士会
専務理事 迫和子



問題1：特定保健用食品と機能性表示食品の境界があいまいになった。



問題2： 広告の自由度に大きな差がある。



- ① 国民に特保が定着してきた。
- ② 国の許可を得た製品としての信頼感(安全・安心)

- ① 特保の内容の理解は不十分
- ② 特保と機能性食品の違いが理解されていないのではないか？

意見1 特定保健用食品の高度化・差別化
意見2 健康食品全体の情報開示

- 条件付き特保の廃止
- 全ての特保の機能性関与成分について一定限の情報開示
- 健康の保持増進効果や機能性を表示している健康食品の安全性・有効性の情報開示の義務付け

消費者の見極める力の醸成

適切な情報提供
(製品情報、危害情報等)

普及啓発の推進

- 1 健康不安を持つ者に対する販売促進が常態化しているのではないか。
例：高齢者(健康志向、虚弱)への販促(ダイレクトメール、TVCMなど)
- 2 健康食品が日常的存在となった世代の利用増 (例：子供、子育て世代)
- 3 期待する効果と実際に得られる効果とのかい離(危害の可能性もある)



意見3 健康食品の表示・広告の適正化と監視指導体制の充実

食品としての安全性の確保



医薬品への誤認誘導を防ぐ

- ・医薬品的な形態(カプセル・錠剤)の危険性
- ・医薬品的な効果を期待

品質保証(原材料・機能成分)

形態や濃縮等についての規制

検査・監視指導体制の強化

有効性の担保



食品と表示・広告内容にかい離がないか

機能性関与表示の基準が必要

適正表示

適正広告

表示・広告等への監視体制の強化

健康増進法第31条(誇大表示の禁止)

- ・現状での行政指導は、事業者による事前相談(77%)、行政調査(21%)、消費者の通報(2%)
- ・不適正表示・不適正広告は1件ごとの指導
⇒ 勧告 ⇒ 命令 ⇒ 罰則(6か月以下の懲役または100万円以下の罰金)